

カザフスタン共和国法
カザフスタン共和国法典「税および予算へのその他の義務的納付金について」(税法典)
および同法典の施行にかかわる諸問題についての
カザフスタン共和国諸法の変更および追加について

第1条 カザフスタン共和国の以下の法規文書に変更および追加を施す：

1. 2017年12月25日付カザフスタン共和国法典「税および予算へのその他の義務的納付金について」(税法典)において：

第1項第1号第1段落は2020年1月1日から施行された。

1) 第1条第1項の：

第53項に以下を内容とする第2段を追加する：

「この際、源泉徴収義務者とみなされるのは、提供済みのサービスや履行済みの役務に対する支払いがインターネットプラットフォームを介して行われるインターネットプラットフォーム事業者である；」；

第1項第号第4～7段落は2020年1月1日から施行された。

第62号第2段を以下の文言に変更する：

「本号においては、以下のものも報酬とみなされる：

銀行口座契約にもとづき支払われる報酬；」；

銀行および銀行業務に関するカザフスタン共和国の法令に則りイスラム銀行の業務を実施することを目的として、イスラム銀行が金銭を活用するために商品を取得する際に、当該製品の売手に対し、取引にもとづきイスラム銀行が支払う商品のマークアップ；

2) 第14条に以下を内容とする第3項を追加する：

「提供済みのサービスや履行済みの役務に対する支払いがインターネットプラットフォームを介して行われないインターネットプラットフォーム事業者は、管轄機関が定める方法および期日に則り、インターネットプラットフォームに登録し、インターネットプラットフォームを利用して、発注者に対しサービスを提供している、もしくは発注者のために役務を履行している者に関する情報を税務機関に提出する義務を負う。」；

3) 第19条第1項において：

第6号の「第13号に」という文言を「第1段の第13号、第13号の1、第13号の2に」という文言に差し替える；

第8号の「資産および負債、」という文言のあとに「収入および財産、」という文言を追加する」；

以下を内容とする第11号を追加する：

「11) 税務行政にあたり、税務機関の情報システムにおいて生体認証技術を利用する。」；

第1項第4号は2024年1月1日から施行された。

4) 第22条に以下を内容とする第8項の1を追加する：

「8の1. 税務機関は税務調査の過程において、調査対象である納税者について、カザフスタ

ン輸出信用機関が締結する保険契約および再保険契約にかかわる未経過保険料、未発生 of 損害、申告済みだが未精算の損害、発生済みだが報告されていない損害にかかわる保険準備金の額が、商業活動規制に関するカザフスタン共和国の法令に定める要件に適合しているかどうかに関する判定書を取得する目的で、商業活動規制分野における管轄機関と連携する。

商業活動規制分野における管轄機関は、税務機関からの照会に応じ、商業活動規制分野における管轄機関が管轄機関との協力のもとに定める手順により当該の判定書を提出する。」；

5) 第24条第1項において：

第13号の：

第3段落を削除する；

第4段落の「調査対象の自然人」という文言の前に、「者を含む」という文言を追加する；

以下を内容とする第13号の1および第13号の2を追加する：

「13の1）資産および負債、収入および財産に関する申告書の提出義務が生じた自然人の銀行口座の有無および口座番号、当該口座の残高および資金の動きに関する情報を、税務機関からの照会を受領した日より10労働日以内に提出する；

13の2）共和国予算に関する法律に定めがあり、かつ、申告対象期間の12月31日において有効である月次計算指数の2万倍以上の価額の資産を暦年中に取得したことにより収入に関する申請書の提出義務が生じた自然人の銀行口座における資金の動きに関する情報を、税務機関からの照会を受領した日より10労働日以内に提出する；」；

第14号の：

第1段の「資産および負債、」という文言のあとに「収入および財産、」という文言を追加する」；

第2段を以下の文言に変更する：

「本条第1項第13号に定める情報は、本条第7段落、ならびに第1項第13号の1および第13号の2に定める情報をのぞき、管轄機関がカザフスタン共和国中央銀行との合意のもとに定める書式をもって提出する。本号第1段に定める情報は、金融市場および金融機関の規制・監督・監査にかかわる管轄機関との合意のもとに管轄機関が定める書式をもって提出する；」；

第15号第1段第1段落の「治療費の受領」という文言のあとに以下の文言を追加する「、自然災害または技術的要因による非常事態の結果、国家予算および（または）福祉組織から提供される物的損害の補償および必要な支援の受領」；

第1項第6号第1段落および第2段落は2024年1月1日から施行された。

6) 第26条に以下を内容とする第9号の1、第29号、第30号を追加する：

「9の1．商業活動規制分野における管轄機関は税務機関からの照会にもとづき、調査対象である納税者について、カザフスタン輸出信用機関が締結する保険契約および再保険契約にかかわる未経過保険料、未発生 of 損害、申告済みだが未精算の損害、発生済みだが報告されていない損害にかかわる保険準備金の額が、商業活動規制に関するカザフスタン共和国の法令に定める要件に適合しているかどうかに関する判定書を、商業活動規制分野における管轄機関が管轄機関との協力のもとに定める手順により提出する。」；

「29. 借入型クラウドファンディング・プラットフォーム管理業務遂行ライセンスを保有する国際金融センター『アスタナ』の参加者は、クラウドファンディング・プラットフォームにおいて締結した契約、ならびに居住者および非居住者に対し支払われた報酬に関する情報を、管轄機関が定める方法および書式に則り管轄機関に提出する。

30. 信用情報機関は、資産および負債、収入および財産に関する申告書の提出義務が生じた自然人の、債権回収機関および（または）マイクロクレジット機関に対する債務にかかわる信用報告書からの情報を、金融市場および金融機関の規制・監督・監査にかかわる管轄機関との合意のもとに管轄機関が定める方法および書式をもって提出する義務を負う。

本項の規定は、第2層銀行およびカザフスタン共和国の法令に則り設立された特定種類の銀行業務を実施する組織が自然人の信用履歴の作成を目的として信用情報機関に提出する情報には適

用しない。」；

第1項第7号第1～3段落は2025年1月1日から施行された。

7) 第30条において：

第1項第16号を以下の文言に変更する：

「16) 収入および財産に関する申告書における、個人所得税超過額の返還に関する要求の存在(欠如)に関するもの；」；

第3項第4項第1段の「環境保全、」という文言のあとに「獣医学」という文言を追加する；

第1項第8号は2021年1月1日から施行された。

8) 第48条第3項に以下を内容とする第4号を追加する：

「4) 一時年金給付としての収入からの個人所得税の源泉徴収期日を過ぎた後に自然人が標準税控除の適用申請書と証明書類を提出したために、源泉徴収義務者が一時年金給付に標準税控除を適用しなかった自然人の場合—上記の収入部分について。」；

9) 第68条に以下を内容とする第1項の2を追加する：

「1の2. 税務行政にあたり、税務機関は税務機関の情報システムにおいて生体認証技術を利用する権利を有する。

税務機関の情報システムにおける生体認証技術の利用手順は、管轄機関がこれを決定する。」；

第10項は2025年1月1日から施行された。

10) 第88条第1項第8号を以下の文言に変更する：

「8) 本法典第462条第1項第6号に定める物品税対象商品の生産、組立(セット化)、ただしカザフスタン共和国の関税法令に則り物品税の納付が行われる物品税対象商品の輸入、ならびに工業的組立協定が存在する場合をのぞく；」；

11) 第172条に以下を内容とする第5項の1を追加する：

「5の1. マーキングが義務付けられている商品の小売販売にあたっては、データの記録および(または)送信機能を有するレジスターによる取引の登録は、当該の商品に施されている識別標識を読み取る方法をもってのみ行うものとする。」；

第1項第12号は2024年1月1日から施行された。

12) 第190条第4項に以下を内容とする第3段を追加する：

「輸出信用機関における保険契約、再保険契約の締結および履行业務に関わる税務会計は、商業活動規制分野における管轄機関によって定められ、金融市場および金融機関の規制・監督・監査にかかわる管轄機関、管轄機関、および税務政策分野における管轄機関との合意を経た報告のデータにもとづくものとする。」；

第1項第13号および第14号は2025年1月1日から施行された。

13) 第208条第10項第1段第6段落に、「、ただし保税倉庫域内におけるこれらの生産、組立(セット化)をのぞく」という文言を追加する；

14) 第212条において：

第1項に以下を内容とする第2段を追加する：

「資産および負債、収入および財産に関する申告書の提出期限は延長されないが、徴兵軍人が申告書を提出する場合はこの限りではない。」；

第5項を削除する；

第1項第15～17号は2024年1月1日から施行された。

15) 第226条第1項第2号を以下の文言に変更する：
「2) 保険契約、再保険契約にかかわる収入；」；

16) 第231条において：

条の名称を以下の文言に変更する：

「第231条 保険契約、再保険契約による収入」；

以下を内容とする第1項の1を追加する：

「1の1. カザフスタン輸出信用機関は、本法典第190条第4項第3段に定める税務会計を適用するにあたり、保険契約、再保険契約について保険組織および再保険組織向けに定められている本条および本法典第232条の規定に則り、保険契約、再保険契約による収入を算出する。」；

17) 第232条第2項第4号において；

「2026年12月31日時点」という文言を「2025年12月31日時点」という文言に差し替える；

「2026年に」という文言を「2025年に」という文言に差し替える；

第1項第18号は2025年1月1日から施行された。

18) 第241条第1項第1段に以下を内容とする第5号の1を追加する：

「5の1) カザフスタン共和国政府の決定にもとづき設立され、その支配株式が国営管理持株会社の所有下にある企業活動発展特別基金（以下、「特別基金」）が、カザフスタン共和国企業法典に則り受領した以下のもの：

民間企業活動主体の債務保証システムへの参加の一環としての、義務的および任意による拠出金の額；

共和国予算および地方予算からの資金の割当に伴い発生した収入；

保証基金の資産の運用により取得した収入であって、その収入を保証基金の増額に充てる場合；」；

第1項第19項は2024年1月1日から施行された。

19) 第243条に以下を内容とする第19項を追加する：

「19. この部の目的に即しては、本法典第249条、第250条、第251条に定める保険機関、再保険機関のための控除が、本法典第190条第4項第3段に定める税務会計を適用した場合におけるカザフスタン輸出信用機関の保険契約、再保険契約に関する控除の対象となる。」；

第1項第20号第1段落は2022年1月1日から施行された。

20) 第250条において：

第1項第20号第2～5段落は2025年1月1日から施行された。

第1項第2段を以下の文言に変更する：

「抵当およびその他の担保の額、ならびに民間企業活動主体の債務について特別基金から提供された保証の額は、引当金（準備金）計上規則に定める場合および手順により、引当金（準備金）の額の算定時に算入する。」；

第3項に以下を内容とする第3段を追加する：

「特定種類の銀行業務を実施する組織は、民間企業活動主体の債務に関連して申告対象期間中に特別基金から提供された保証額の分、引当金（準備金）にかかわる費用を減額する。」；

第1項第20号第6～8段落は2022年1月1日から施行された。

第6項において：

第1段を以下の文言に変更する：

「6. マイクロファイナンス活動を行う組織（質屋をのぞく）は、提供されたマイクロクレジットにかかわる不良資産および回収不能資産に対する引当金（準備金）の計上にかかわる費用、ならびにこれらにかかわる報酬の額を控除する権利を有するが、関連当事者の債務に関連して当該関連当事者もしくは第三者に提供された資産はのぞくものとする。関連当事者の債務に関連し

て当該関連当事者もしくは第三者に提供された資産の除外に関する本号の規定は、マイクロファイナンス業務に関するカザフスタン共和国の法令に則り、信用組合が組合員に提供するマイクロクレジットには適用しない。」；

第1項第20号第9～12段落は2025年1月1日から施行された。

以下を内容とする第3段を追加する：

「マイクロファイナンス活動を行う組織（質屋をのぞく）は、民間企業活動主体の債務に関連して税務報告期間中に特別基金から提供された保証額の分、引当金（準備金）にかかわる費用を減額する。」；

第7項に以下を内容とする第3段を追加する：

「本項に定める納税者は、民間企業活動主体の債務について税務報告期間中に特別基金から提供された保証額の分、引当金（準備金）にかかわる費用を減額する。」；

第1項第21号および第22号は2025年1月1日から施行された。

21) 第256条に以下を内容とする第3項の1を追加する：

「3の1. 銀行、マイクロファイナンス活動を行う組織（質屋をのぞく）、および民間企業活動主体の債務保証システムへの参加者であるその他の法人においては、民間企業活動主体の債務保証に伴い振り込まれる義務的および追加の拠出金の額が控除対象となる。」；

22) 第257条第2項の「第42号および第44号」という文言を「第46号および第48号」という文言に差し替える；

23) 第289条第1項第1段落の「を実施する」という文言を「を実施する住戸（非居住用スペース）所有者組合」という文言に差し替える；

第1項第24号および第25号は2025年1月1日から施行された。

24) 第297条において：

第11項の：

第1段の「法人および個人所得税にかかわる」という文言を「法人所得税にかかわる申告書または収入および資産にかかわる」という文言に差し替える；

第2段第15号第1段落の「第359条第2項および第638条第2項」という文言を「第638条第2項および第638条の1第2項」という文言に差し替える；

第15項第1段第3号の「または個人所得税にかかわる」という文言を「所得税または収入および資産にかかわる」という文言に差し替える；

25) 第298条第4項第6号の「または個人所得税にかかわる」という文言を「所得税または収入および資産にかかわる」という文言に差し替える；

26) 第307条第2項第13号第2段落に「、住戸（非居住スペース）所有者組合」という文言を追加する；

第1項第27～33号は2025年1月1日から施行された。

27) 第317条において：：

第2項の「39および40」という文言を「39、40および71」という文言に差し替える；

第3項の「第74章」という文言を「第71章および第74章」という文言に差し替える；

第6項を削除する；

28) 第319条第2項において：

第18号、第19号、第29号および第41号を以下の文言に変更する：

「18) カザフスタン共和国の法令に定める額による、雇用主による統一積立年金基金への義務

的年金拠出金；

19) 義務的社会医療保険に関するカザフスタン共和国の法令に則り義務的社会医療保険システムにおいて医療支援の提供を受けた際に自然人が受領する収入；」；

「29) 本法典第291条第1項に記載された自律教育機関によって、滞在費用、任意疾病保険契約にもとづく保険料をはじめとする医療保険にかかわる費用、カザフスタン共和国（国、居住地区）領外の居住地からカザフスタン共和国の事業遂行地点までの往復航空運賃の支払い（補償）として実際に創出された経済的利益であって、以下の居住者である外国人が受領したもの：

当該の自律教育機関の従業員；

カザフスタン共和国において当該の自律教育機関に対する役務の履行、サービスの提供にかかわる業務を遂行している者；

当該の自律教育機関のために直接役務の履行、サービスの提供を行う非居住者である法人の従業員；

41) 算定額：

本法典の規定に則った居住者である自然人の収入にかかわる個人所得税であって、源泉徴収義務者が自己資金をもって、源泉徴収を行わずにカザフスタン共和国の予算に納付した額；

カザフスタン共和国社会法典に則った居住者である自然人の収入にかかわる義務的年金拠出金であって、義務的年金拠出金の納付にかかわる源泉徴収義務者が自己資金をもって、源泉徴収を行わずに納付した額；」；

第51号の「51）」という番号を「47）」という番号に差し替える；

29) 第321条第17号の「源泉徴収義務者から」という文言を「カザフスタン共和国内において」という文言に差し替える；

30) 第331条において：

第1項第1段の：

第8号の「有価証券」という文言を削除する；

以下を内容とする第9号を追加する：

「9) 有価証券。」；

第9項第1号の「自然人がオプションとして取得した有価証券を売却する際には、取得価額はオプション行使価格およびオプションプレミアムの額として算定される；」という文言を削除する；

以下を内容とする第10項、第11項、第12項、第13項、第14項、第15項、第16項、第17項および第18項を追加する：

「10. 有価証券の売却に伴う譲渡益は、以下のものから構成される：

1) 優遇適用有価証券をのぞく、有価証券の売却に伴う譲渡益；

2) 優遇対象有価証券の売却に伴う譲渡益。

11. 債務証券の償還を含む有価証券の売却による結果はプラスにもマイナスにもなりうるものであり、課税期間中における各々の処分取引について、有価証券の売却価額、償還価額と、その当初取得価額との差として算定する。

12. 課税期間中における、優遇適用有価証券をのぞく有価証券の売却にかかわるすべての取引の収支の合計額は以下のように認識される：

譲渡益の額がプラスの値の場合には、収入として；

上記の額がゼロもしくはマイナスの値の場合には、ゼロとして。

13. 課税期間中における、優遇適用有価証券の売却にかかわるすべての取引の収支の合計額は、以下のように認識される：

優遇適用有価証券の譲渡益の額がプラスの値で、本法典第341条第1項第5号、第6号、第8号の1、第15号、および第16号に則り計上される場合には、収入として；

上記の額がゼロもしくはマイナスの値の場合には、ゼロとして。

優遇適用有価証券とは、本法典第341条第1項第5号、第6号、第8号の1、第15号、および第

16号、カザフスタン共和国憲法的法律「国際金融センター『アスタナ』について」第6条第7項第1段第1号および第2号に記載された有価証券である。

14. 有価証券の売却に伴う譲渡益は、その取得日にもとづき有価証券を順次、時系列で減損処理する形で算定する。

15. 有価証券の当初取得価額とは以下のものである：

1) その取得価額、ならびにカザフスタン共和国および他国の法令に則り仲介業務を実施する者への有価証券取得サービスにかかわる仲介手数料としての費用。自然人がオプションにより取得した有価証券に関しては、オプション行使価格とオプションプレミアムの額として取得価額を算定する；

または

2) 財産の分配時に、株主、出資者、設立者が、以前に拠出した資産の代わりとしてなどの形で取得した資産の価額であって、当事者たち署名により証明された、当該資産の受領および引渡しを証明する文書に反映されている価額—法人の清算または定款資本金の減資、ならびに法人による、設立者、出資者からの当該法人の参加持分またはその一部の買取、法人—発行主体による、当該の発行主体が発行した株式の株主からの買取に伴う財産分配の結果として株主（出資者、設立者）が資産を取得した場合；

または

3) 源泉徴収義務者から受領し、すでに認識されている収入、またはカザフスタン共和国領外の源泉から受領し、個人事業主の申告書または収入および財産に関する申告書に反映済みとなっている収入の額—当該の収入の支払いとして有価証券を受領した場合；

または

4) 弁済として有価証券を受領した債権の額—収入の取得とは関係なく発生した債権の弁済として有価証券を受領した場合；

または

5) 無償で取得した財産としての収入にすでに計上済みの価額—無償で取得した有価証券の価額が、個人事業主の課税所得または自然人の課税所得に計上されていた場合；

または

6) 有価証券の市場価額—承継、寄付の形で受領した有価証券を売却した場合。

有価証券の当初取得価額は文書により証明されなければならない。有価証券の当初取得価額を証明する文書が存在しない場合、当該の価額はゼロと認識される。

有価証券の売却、ならびに出資金として定款資本金にこれを譲渡するにあたっての有価証券の1単位当たりの当初取得価額は、最初に取得した有価証券の当初取得価額にもとづき算定する。

16. その権利または取引が優遇税制を有する国の管轄機関に登録されている、債務証券以外の有価証券の当初取得価額はゼロとする。

その発行が優遇税制を有する国に登録されている債務証券の当初取得価額はゼロとする。

17. 本条第15項の規定が当初取得価額の算定に適用されない場合、有価証券の当初取得価額はゼロと認識される。

18. 本条において、有価証券の市場価額とは、それに対する所有権が発生した日における、売却（譲渡）される有価証券の市場価額であって、本項に別段の定めがない限り、評価業務に関するカザフスタン共和国の法令に則り評価機関と納税者との間の契約にもとづき実施される評価の報告書において定められた価額とする。

この際、当該の市場価額は、当該の財産が売却（譲渡）された課税期間にかかわる収入および財産に関する申告書の提出のために定められた期間内に納税者が算定しなければならない。」；

31) 第332条において：

第4項の「債務証券を除く有価証券」という文言を削除する；

第5項を削除する；

以下を内容とする第5項の1、第5項の2、第5項の3、第5項の4、第5項の5、第5項の6、第5項の7、第5項の8および第5項の9を追加する：

「5の1. カザフスタン共和国領外で登録された有価証券の売却に伴う譲渡益は、以下のものから構成される：

1) カザフスタン共和国領外で登録された優遇適用有価証券をのぞく、カザフスタン共和国領外で登録された有価証券の売却に伴う譲渡益；

2) カザフスタン共和国領外で登録された優遇適用有価証券の売却に伴う譲渡益。

5の2. 債務証券の償還を含む、カザフスタン共和国領外で登録された有価証券の売却による収支はプラスにもマイナスにもなりうるものであり、課税期間中における各々の処分取引について、カザフスタン共和国領外で登録された有価証券の売却価額、償還価額と、その当初取得価額との差として算定する。

5の3. 課税期間中における、優遇適用有価証券をのぞくカザフスタン共和国領外で登録された有価証券の売却にかかわるすべての取引の収支の合計額は以下のように認識される：

譲渡益の額がプラスの値の場合には、収入として；

上記の額がゼロもしくはマイナスの値の場合には、ゼロとして。

5の4. 課税期間中における、カザフスタン共和国領外で登録された優遇適用有価証券の売却にかかわるすべての取引の収支の合計額は、以下のように認識される：

カザフスタン共和国領外で登録された優遇適用有価証券の譲渡益の額がプラスの値で、本法典第341条第1項第5号、第6号、第8号の1、第15号、および第16号に則り計上される場合には、収入として；

上記の額がゼロもしくはマイナスの値の場合には、ゼロとして。

優遇適用有価証券とは、本法典第341条第1項第5号、第6号、第8号の1、第15号、および第16号、カザフスタン共和国憲法的法律「国際金融センター『アスタナ』について」第6条第7項第1段第1号および第2号に記載された有価証券である。

5の5. カザフスタン共和国領外で登録された有価証券の売却に伴う譲渡益は、その取得日にもとづき有価証券を順次、時系列で減損処理する形で算定する。

5の6. カザフスタン共和国領外で登録された有価証券の当初取得価額とは以下のものである：

1) その取得価額、ならびにカザフスタン共和国および他国の法令に則り仲介業務を実施する者への有価証券取得サービスにかかわる仲介手数料としての費用。自然人がオプションにより取得した有価証券に関しては、オプション行使価格とオプションプレミアムの額として取得価額を算定する；

または

2) 財産の分配時に、株主、出資者、設立者が、以前に拠出した資産の代わりとしてなどの形で取得した資産の価額であって、両当事者の署名による証明を受けた、当該資産の受領および引渡しを証明する文書に反映されている価額—法人の清算または定款資本金の減資、ならびに設立者、出資者からの法人による、当該法人の参加持分またはその一部の買取、法人—発行主体による、当該の発行主体が発行した株式の株主からの買取に伴う財産分配の結果として株主（出資者、設立者）が資産を取得した場合；

または

3) 源泉徴収義務者から受領し、すでに認識済みとなっている収入、またはカザフスタン共和国領外の源泉から受領し、個人事業主の申告書または収入および財産に関する申告書に反映済みとなっている収入の額—当該の収入の支払いとして有価証券を受領した場合；

または

4) 弁済として有価証券を受領した債権の額—収入の取得とは関係なく発生した債権の弁済として有価証券を受領した場合；

または

5) 無償で取得した財産としての収入にすでに計上済みの価額—無償で取得した有価証券の価額が、個人事業主の課税所得または自然人の課税所得に計上されていた場合；

または

6) カザフスタン共和国領外で登録された有価証券の市場価額—承継、寄付の形で受領した有

価証券を売却した場合。

有価証券の当初取得価額は文書により証明されなければならない。有価証券の当初取得価額を証明する文書が存在しない場合、当該の価額はゼロと認識される。

有価証券の売却にあたっての有価証券の1単位当たりの当初取得価額は、最初に取得した有価証券の当初取得価額にもとづき算定する。

5の7. その権利または取引が優遇税制を有する国家の管轄機関に登録されている、債務証券以外の有価証券の当初取得価額はゼロとする。

その発行が優遇税制を有する国家の管轄機関に登録されている債務証券の当初取得価額はゼロとする。

5の8. 本条第5項～6項の規定が当初取得価額の算定に適用されない場合、有価証券の当初取得価額はゼロと認識される。

5の9. 本条において、カザフスタン共和国領外で登録され、承継として取得されたのち売却される有価証券の市場価額とは、それに対する所有権が発生した日における売却される有価証券の市場価額であって、当該の有価証券が登録されている国の法令に則り独立評価機関と納税者との間の契約にもとづき実施される評価の報告書またはその他の文書において定められた価額とする。

この際、当該の市場価額は、当該の財産が売却された課税期間にかかわる収入および財産に関する申告書の提出のために定められた期間内に納税者が算定しなければならない。」；

32) 以下を内容とする第332条の1を追加する：

「第332-1条 デジタル資産の取引に対する課税の特異事項

1. 本条は、本部におけるデジタル資産の取引に対する課税の特異事項を定めるものである。

2. 固定価額を有する無担保デジタル資産として表されるデジタル資産の売却、取得の価額は、デジタル資産の売却または取得が行われた日の直前の労働日に確定された、当該のデジタル資産の価額が紐づけられた通貨の市場為替レートにもとづきテングに換算する。

3. 本条においては、売却または取得の価額の算出にあたり、固定価額を有する無担保デジタル資産1単位を、当該のデジタル資産の価額が紐づけられた外貨1単位と同等とする。

4. 以下の財産との交換を目的として固定価額を有する無担保デジタル資産を譲渡することは、固定価額を有する無担保デジタル資産を譲渡する当事者にとって、デジタル資産の売却とはならない：

デジタル資産；

その権利および（または）取引が、外国の法令に則り外国の国家登録もしくは管轄機関におけるその他の登録の対象となる財産；

外国の法令に則り、外国の管轄機関において法令に則った国家登録またはその他の登録の対象となる財産。

5. 販売を目的として行われる固定価額を有する無担保デジタル資産の譲渡はデジタル資産の売却に該当するが、売却対象となる固定価額を有する無担保デジタル資産が、かつて他のデジタル資産との交換の結果取得されたものである場合はこの限りではない。

6. デジタル資産を原資産とする派生金融商品の取引により取得された収入は、当該取引の完遂時に取得されたデジタル資産の価額と、取引の遂行過程において使用した自らのデジタル資産の価額との差額として算定する。

7. デジタル資産の売却価額と取得価額のプラスの差額を算定するにあたっては、国際財務報告基準に則り先入先出法を使用する。

8. 本条の適用において、デジタル資産を固定価額を有する無担保デジタル資産に分類する際の基準、および固定価額を有する無担保デジタル資産のリストは、デジタル資産分野における管轄機関が管轄機関との合意のもとに承認するものとする。

9. 本条第4項に記載された場合をのぞき、デジタル資産の販売価額は以下のように算定する：

1) 外貨または国家通貨による販売を目的とした譲渡の場合—しかるべき外貨または国家通貨

での取引額として；

2) 固定価額を有する無担保デジタル資産との交換を目的とした譲渡の場合—取引対象である固定価額を有する無担保デジタル資産で表わされた額として；

3) 本項第3段落に記載された資産をのぞくデジタル資産への交換を目的とした譲渡の場合—本条第12項に定める手順により算定された譲渡対象のデジタル資産の価額として；

4) デジタル資産以外の任意の財産への交換を目的としたカザフスタン共和国領外における譲渡の場合—本条第12項に定める手順により算定された譲渡対象のデジタル資産の価額として；

5) 贈与契約、承継契約にもとづくデジタル資産の譲渡の場合—ゼロとして；

6) デジタル資産の売却価額がない場合—本条第12項に定める手順により算定された譲渡対象のデジタル資産の価額として。

10. 本条第11項に別段の定めがない限り、デジタル資産の取得価額は以下のように算定する：

1) 外貨または国家通貨による取得の場合—しかるべき外貨または国家通貨での取引額として；

2) 固定価額を有する無担保デジタル資産との交換による取得の場合—取引対象である固定価額を有する無担保デジタル資産で表された額として；

3) 本項第2号に記載された資産をのぞくデジタル資産との交換による取得の場合—本条第12項に定める手順により算定された取得対象のデジタル資産の価額として；

4) デジタル資産以外の任意の財産との交換によるカザフスタン共和国領外における取得の場合—本条第12項に定める手順により算定された取得対象のデジタル資産の価額として；

5) デジタル資産の無償での取得の場合—ゼロとして；

6) デジタル資産取引所からデジタル資産を取得した場合—本条第12項に定める手順により算定され、デジタル資産取得日における固定価額を有する無担保デジタル資産として表された額として；

7) ブロックチェーン上の契約との連携との結果としてデジタル資産を取得した場合—ゼロとして。

11. 優遇税制を有する国の源泉から取得したデジタル資産の当初取得価額は、ゼロとする。

優遇税制を有する国のリストは、管轄機関がこれを承認する。

12. 本条第9項第3号、第4号、第6号、ならびに本条第10項第3号、第4号、第6号に定める場合におけるデジタル資産の価額の算定には、管轄機関がデジタル資産分野における管轄機関との合意のもとに決定するインターネットリソース上に掲載されている情報を使用する。

デジタル資産の価額は、上記のインターネットリソース上におけるデジタル資産の売却日または取得日の前日における加重平均価格としてこれを算定する。

デジタル資産の売却日においてインターネットリソース上に情報が存在しない場合には、デジタル資産の売却実施日に先立つ、当該のデジタル資産についての取引が実施された日に算定されたデジタル資産の価額を適用する。」；

33) 第333条において：

第1項の：

第8号の「有価証券、」という文言を削除する；

以下を内容とする第9号を追加する：

「9) 有価証券。」；

第9項第1号の「この際、自然人がオプションとして取得した有価証券を定款資本金へ出資する場合、取得価額はオプション行使価格およびオプションプレミアム金額として算定される；」という文言を削除する；

以下を内容とする第11項、第12項、第13項、第14項、第15項、第16項、第17項、第18項および第19項を追加する：

「11. 定款資本金への出資金として有価証券を譲渡した場合における譲渡益は以下のものから構成される：

1) 優遇適用有価証券をのぞき、定款資本金への拠出金として有価証券を譲渡した場合におけ

る譲渡益；

2) 定款資本金への出資金として優遇適用有価証券を譲渡した場合における譲渡益。

12. 法人の定款資本金への出資金として有価証券を譲渡した際の収支はプラスにもマイナスにもなりうるものであり、課税期間中における各々の処分取引について、定款資本金への出資金として譲渡される有価証券の価額と、その当初取得価額との差として算定する。

13. 課税期間中における、定款資本金への拠出金としての、優遇適用有価証券をのぞく有価証券の譲渡にかかわるすべての取引の収支の合計額は以下のように認識される：

譲渡益の額がプラスの値の場合には、収入として；

上記の額がゼロもしくはマイナスの値の場合には、ゼロとして。

14. 課税期間中における、拠出金としての定款資本金への優遇適用有価証券の譲渡にかかわるすべての取引の収支の合計額は以下のように認識される：

優遇適用有価証券の譲渡益の額がプラスで、本法典第341条第1項第5号、第6号、第8号の1号、第15号、および第16号に則り計上される場合には、収入として；

上記の額がゼロもしくはマイナスの値の場合には、ゼロとして。

優遇適用有価証券とは、本法典第341条第1項第5号、第6号、第8号の1、第15号、および第16号、カザフスタン共和国憲法的法律「国際金融センター『アスタナ』について」第6条第7項第1段第1号および第2号に記載された有価証券である。

15. 定款資本金への拠出金としての有価証券の譲渡に伴う譲渡益は、その取得日にもとづき有価証券を順次、時系列で減損処理する形で算定する。

16. 有価証券の当初取得価額とは以下のものである：

1) その取得価額、ならびにカザフスタン共和国および他国の法令に則り仲介業務を実施する者への有価証券取得サービスにかかわる仲介手数料としての費用。自然人がオプションにより取得した有価証券に関しては、オプション行使価格とオプションプレミアムの額として取得価額を算定する；

または

2) 財産の分配時に、株主、出資者、設立者が、以前に拠出した資産の代わりとしてなどの形で取得した資産の価額であって、両当事者の署名による証明を受けた、当該資産の受領および引渡しを証明する文書に反映されている価額—法人の清算または定款資本金の減資、ならびに法人による、設立者、出資者からの当該法人の参加持分またはその一部の買収、法人—発行主体による、当該の発行主体が発行した株式の株主からの買収に伴う財産分配の結果として株主（出資者、設立者）が資産を取得した場合；

または

3) 源泉徴収義務者から受領し、すでに認識済みとなっている収入、またはカザフスタン共和国領外の源泉から受領し、個人事業主の申告書または収入および財産に関する申告書に反映済みとなっている収入の額—当該の収入の支払いとして有価証券を受領した場合；

または

4) 弁済として有価証券を受領した債権の額—収入の取得とは関係なく発生した債権の弁済として有価証券を受領した場合；

または

5) 無償で取得した財産としての収入にすでに計上済みの価額—無償で取得した有価証券の価額が、個人事業主の課税所得または自然人の課税所得に計上されていた場合；

または

6) 有価証券の市場価額—承継、寄付の形で受領した有価証券を譲渡した場合。

有価証券の当初取得価額は文書により証明されなければならない。有価証券の当初取得価額を証明する文書が存在しない場合、当該の価額はゼロと認識される。

有価証券の売却、ならびに出資金として定款資本金にこれを譲渡するにあたっての有価証券の1単位当たりの当初取得価額は、最初に取得した有価証券の当初取得価額にもとづき算定する。

17. その権利または取引が優遇税制を有する国の管轄機関に登録されている、債務証券以外の有価証券の当初取得価額はゼロとする。

その発行が優遇税制を有する国に登録されている債務証券の当初取得価額はゼロとする。

18. 本条第16項の規定が当初取得価額の算定に適用されない場合、有価証券の当初取得価額はゼロと認識される。

19. 本条において、市場価額とは、それに対する所有権が発生した日における譲渡対象有価証券の市場価額であって、本項に別段の定めがない限り、評価業務に関するカザフスタン共和国の法令に則り評価機関と納税者との間の契約にもとづき実施される評価の報告書において定められた価額とする。

カザフスタン共和国領外で登録され、承継として取得された譲渡対象有価証券の市場価額とは、それに対する所有権が発生した日における譲渡対象有価証券の市場価額であって、当該の有価証券が登録されている国の法令に則り独立評価機関と納税者との間の契約にもとづき実施される評価の報告書またはその他の文書において定められた価額とする。

この際、当該の市場価額は、当該の財産が譲渡された課税期間にかかわる収入および財産に関する申告書の提出のために定められた期間内に納税者が算定しなければならない。」；

第1項第34号第1～9段落は2025年1月1日から施行された。

34) 第336条および第337条を以下の文言に変更する：

「第336条 個人開業者の収入

1. 個人開業者の収入には以下のものが含まれる：

- 1) 民間公証人の収入；
- 2) 民間執行官の収入；
- 3) 弁護士収入；
- 4) 専門調停員の収入。

2. 個人開業者の収入とは、執行文書の執行、公証人業務、弁護士業務、専門調停員業務にかかわる業務の遂行により取得されるあらゆる種類の収入のことであり、これには法的支援の提供、公証人業務の遂行にかかわるしかるべき対価、ならびに弁護および代理業務にまつわる費用の弁済として取得した額が含まれる。

3. 個人開業者の個人所得税の額は、毎月末に、当該月に取得された個人開業者の課税所得額に対し、本法典第320条第1項に定める税率を適用して算出する。

4. 算出した税額は、毎月、課税額の算出対象となった収入が属する月の翌月の5日までに納めるものとする。

第1項第34号第11～13段落は2025年1月1日から施行された。

第337条 個人事業主の収入

1. 一般課税制度を適用する個人事業主の収入は、本法典第366条に則り算定する。

2. 特別課税制度を適用する個人事業主の収入は、本法典第20部に別段の手順が定められていない限り、本条第1項に則り算定する。」；

第1項第35～47号は2025年1月1日から施行された。

35) 第339条第2項第4号の「第359条」という文言を「第638条」という文言に差し替える；

36) 第341条第1項の以下を内容とする第14号の1および第39号の1を追加する：

「14の1) 個人副業経営に従事する各人の個人副業経営による収入—1年間に、共和国予算に関する法によって定められ、当該の財務報告年度の1月1日時点において有効である月次計算指数の282倍まで。

この際、個人副業経営による収入として認められるのは、個人副業経営に従事する者が、農工複合体部門の調達組織、農業協同組合および（または）農産物原料の加工を行う法人に対し、個人副業経営による以下の農産物を販売した際に取得する収入である：

生きている搾乳牛；

生きている牛；

生きている馬およびその他のウマ科の動物；

生きているラクダおよびラクダ科の動物；
生きている羊および山羊；
生きている豚；
生きている家禽；
殻付きの新鮮な鶏卵；
牛、豚、羊、山羊、馬およびウマ科の動物の生肉または冷蔵肉；
搾乳牛の生乳；
家禽の生肉または冷蔵肉；
ジャガイモ；
ニンジン；
キャベツ；
ナス；
トマト；
キュウリ；
ニンニク；
タマネギ；
ビーツ；
リンゴ；
ナシ；
マルメロ；
アンズ；
サクランボ；
モモ；
スモモ；

抜毛済み毛皮、毛皮、牛、ウマ科の動物、羊、山羊の原皮。

本号を適用するための製品種類の特定は、技術規制分野の管轄機関が承認する経済活動種別製品分類一覧に則りこれを実施する。

本号の規定は、農工複合体部門の調達組織、農業協同組合および（または）農産物原料の加工を行う法人のいずれか1つの源泉徴収義務者のみが、農工複合体部門の調達組織、農業協同組合および（または）農産物原料の加工を行う法人に以下の文書を提出した自然人に対して適用する：

個人副業経営において使用されている以下のものの存在を示す地方行政機関の証明書：

土地区画、面積を明記；

家畜、頭数を明記；

家禽、羽数を明記；

課税対象収入の修正の適用にかかわる申請書。

この際、上記の文書は、当該の修正を適用する暦年中に、少なくとも1度は源泉徴収義務者に提示される；」；

「39の1）16歳未満の少年を対象とした少年キャンプ参加費用；」；

37) 第342条において：

第1項の：

第2号に「一義務的社会医療保険に関するカザフスタン共和国の法令に定める額において」という文言を追加する；

以下を内容とする第6号を追加する：

「6）役務の履行（サービスの提供）を対象とする民事契約にもとづく収入から控除される社会保険料にかかわる税額控除一社会保障に関するカザフスタン共和国の法令に定める額において。」；

第4項を以下の文言に変更する：

「4. 本法典第346条第1項第2号および第3号に定める任意年金拠出金および標準控除としての税額控除は、税額控除の適用にかかわる権利を証明する書類を根拠としてこれを適用する。自然人は当該の書類の原本を、本法典第48条第2項に定める消滅時効の期間にわたって保管する。」；

38) 第343条において：

第1項の：

第1段落の「および義務的社会医療保険拠出金、」という文言を「、および役務の履行（サービスの提供）を対象とする民事契約にもとづく収入から控除される社会保険料、」という文言に差し替える；

第1号の「管轄機関が定める書式による、」という文言を削除する；

第2号の「証明書類」という文言の前に「その他の税額控除をのぞき、」という文言を追加する；

第3項に以下を内容とする第2段を追加する：

「ある自然人に対し、源泉徴収義務者が1暦月の間に従業員給与として、および商品の販売、役務の履行、サービスの提供による収入としての支払い義務を負う場合、標準控除は、1暦月における当該控除の総額の範囲内において、以下の順序で適用する：

1) 従業員の収入に対して—当該の収入額の範囲内において；

2) 商品の販売、役務の履行、サービスの提供による収入による収入に対して—標準控除の残額において。」；

39) 以下を内容とする第345条の1および第345条の2を追加する：

「第345-1条 義務的社会医療保険拠出金にかかわる税額控除

1. 義務的社会医療保険拠出金にかかわる税額控除は、源泉徴収義務者において、カザフスタン共和国法「義務的社会医療保険について」に則り算出された義務的社会医療保険拠出金の額に対し、当該の拠出金が算出された日が属する課税期間において適用する。

2. 義務的社会医療保険拠出金にかかわる税額控除は、カザフスタン共和国法「義務的社会医療保険について」に則り算出された義務的社会医療保険拠出金の額に対し、当該の拠出金の納付を証明する書類を根拠として、以下の日付のうち最も遅い日付が属する課税期間において自然人自らが適用する：

義務的社会医療保険拠出金の算定日；

義務的社会医療保険拠出金の納付日。

第345-2条 役務の履行（サービスの提供）を対象とする民事契約にもとづく収入から源泉徴収される社会保険料にかかわる税額控除

役務の履行（サービスの提供）を対象とする民事契約にもとづく収入から源泉徴収される社会保険料にかかわる税額控除は、社会保障に関するカザフスタン共和国の法令に則り算出された、役務の履行（サービスの提供）を対象とする民事契約にもとづく収入から源泉徴収される社会保険料の額に対し、当該の保険料が算出された日が属する課税期間において、源泉徴収義務者のもとで適用する。」；

40) 第347条第1項第1号および第2号を以下の文言に変更する：

1) 多子世帯の両親のいずれかに対し、各月の月次計算指数の23.5倍の額において；

2) 多子世帯の両親の各々に対し、各月の月次計算指数の11.75倍の額において。」；

41) 第349条第2項第2号において：

「のために」という文言の前に「である被代理人」という文言を追加する；

「である被扶養者」という文言を削除する；

42) 第350条第2項第2号の「である被扶養者」という文言を削除する；

43) 第356条において：

第1項の：

第8段落の「第345条」という文言を「第345条の1」という文言に差し替える；

以下を内容とする第1項の3および第1項の4を追加する：

「1の3. 年金給付としての課税所得の額は、以下の手順により算定する：

1) 統一積立年金基金から：

課税対象となる年金給付としての収入額、

マイナス

本法典第341条第1項に定める個人所得税にかかわる修正の額、

マイナス

本法典第345条第1項ならびに本法典第346条第1項第2号および（または）第3号に記載された手順および額における税額控除の額；

2) 課税対象となる年金給付としての、任意積立年金基金からの収入額。

1の4. 源泉における、源泉徴収義務者に対する商品の販売、役務の履行、サービスの提供にかかわる自然人の課税所得額は、以下の手順により算定する：

課税期間中に計上され、源泉での課税対象となる収入の額、

マイナス

本法典第341条第1項に定める当該課税期間中の収入修正の額、

マイナス

社会保障に関するカザフスタン共和国の法令に定める額における義務的年金拠出金としての税額控除額、

マイナス

本法典第345条の1に定める手順および額における、義務的社会医療保険拠出金にかかわる税額控除の額、

マイナス

本法典第345条の2に定める手順および額における、役務の履行（サービスの提供）を対象とする民事契約にもとづき源泉徴収される社会保険料としての税額控除の額、

マイナス

本法典第343条第3項の規定を踏まえての、本法典第346条に定める手順および額における標準控除の額。」；

第2項第1段を以下の文言に変更する：

「2. その他の税額控除の暫定額は、月次計算指数の282倍を上回らない額において、1暦年におけるその他の控除予定額として自然人が算定する。自然人は、源泉徴収義務者におけるその他の税額控除の暫定額を、各暦月につき月次計算指数の23.5倍の額、もしくは各暦月につき月次計算指数の282倍の額として適用額を自ら算定し、1暦年の範囲内において税額控除の超過額を翌月に繰り越す権利を有する。自然人は税額控除の適用に関する申請書に当該の額を記入し、これを源泉徴収義務者に提出する。」；

第3項において：

第1段落を以下の文言に変更する：

「3. 従業員の収入、および商品の販売、役務の履行、サービスの利用による収入をのぞく源泉における自然人の課税所得の総額は、以下の手順により算定する：」；

第8段落の「第345条」という文言を第345条の1」という文言に差し替える；

第10段落の「. . . 条に定められた」という文言を「. . . 条第1項第2号および第3号に定められた」という文言に差し替える；

44) 第359条を以下の文言に変更する：

「第359条 源泉徴収義務者による自然人との決済証明書発行手順

1. 1暦年中に自然人に対し、源泉徴収の対象となる収入が計上された、および（または）支払われた場合、源泉徴収義務者は自然人からの求めに応じ、自然人からの照会日後5労働日以内

に自然人との決済証明書を発行する義務を負う。

2. 自然人との決済証明書は、以下の額に関する情報を含むものでなければならない：

- 1) 源泉における課税対象となる収入；
- 2) 収入の修正；
- 3) 以下の形において適用された税額控除：

義務的年金拠出金；

義務的社会医療保険拠出金；

標準税額控除；

民事契約にもとづき源泉徴収される社会保険料にかかわる税額控除；

その他の税額控除の暫定額；

- 4) 自然人の課税所得；
- 5) 算出済みの個人所得税；
- 6) 支払われた収入。」；

45) 第360条第2項の「その収入の支払い（受領）日に先立つ最後の労働日における市場為替レート」という文言を、「当該の収入を取得した暦年におけるカザフスタン共和国中央銀行の公式為替レートの平均」という文言に差し替える；

46) 第361条第2項において：

第2号を以下の文言に変更する：

「2) サービス提供証書がない場合には、サービス提供の事実を証明するその他の書類に記載されたサービス提供日。」；

第3号を削除する；

47) 第388条の「グラウンドハンドリングサービス提供者」という文言のあとに「、石油製品小売業者」という文言を追加する；

48) 第395条第1段第9項の「住宅の資産所有者組合」という文言のあとに「、住戸（非居住用スペース）所有者組合」という文言を追加する；

第1項第49～53号は2025年1月1日より施行された。

49) 第397条第2項に以下を内容とする第21号を追加する：

「21) 民間企業活動主体債務保証システムの枠組みにおいて民間企業活動主体特別基金が実施する民間企業活動主体債務保証。」；

50) 第48章に以下を内容とする第428条の1および第428条の2を追加する：

「第428条の1 輸入商品に対する付加価値税の相殺方式による納付

1. 付加価値税は本条に定める相殺方式をもって、本法典第367条第1第1に記載された付加価値税納税者が、国内消費向け通関手続の対象となる以下の商品について納付する：

- 1) 設備；
- 2) 農業機械；
- 3) 自動車輸送用貨物車両；
- 4) ヘリコプターおよび航空機；
- 5) 鉄道用機関車および車両；
- 6) 海洋船舶；
- 7) スペアパーツ；
- 8) 農薬；
- 9) 種畜および人工授精機器；
- 10) 生きている牛。

上記の商品リストおよびその作成手順は、税務政策分野の管轄機関がこれを決定する。

当該リストには、カザフスタン共和国領内で生産されていない製品が含まれる。

このリストには、本項第1段第8号、第9号、第10号に記載された商品で、カザフスタン共和国の消費を充足しきれないものが含まれる。

2. 相殺方式による付加価値税の納付に関する本条の規定は、本法典第367条第1項第1号に記載された付加価値税納税者が輸入する以下の商品に対し適用する：

1) 再販売を目的としていないもの；

2) 国際フィナンシャル・リースへの譲渡以外の、フィナンシャル・リースへの譲渡を目的としたもの；

3) 本条第1項第1段第7号に記載されたもので、農工複合体部門開発分野における管轄機関が、国家計画にかかわる中央管轄機関および管轄機関との合意のもと定めるリストに含まれている農業機器生産に使用されるもの。

3. 本条第1項に記載された商品の国内消費向け出荷は、通関手数料および物品税対象商品にかかわる物品税が所定の手順により納付された場合においては、付加価値税を実際に納付することなく実施される。

4. 相殺方式により納付された付加価値税の額は、カザフスタン共和国の税関連法令に定める手順により、付加価値税申告書の計算および相殺の両方に反映させる。

カザフスタン共和国領内への国内消費向け商品の出荷日から5年以内に、本条第1項および第2項に定める要件への違反があった場合、輸入商品に対する付加価値税は、輸入商品に対する付加価値税納付に対して定められた期日以降の延滞金を加算したうえで、ユーラシア経済同盟および（または）カザフスタン共和国の関税関連法令に定める手順および額をもって納付しなければならない。

ただし、以下は本条に定める要件への違反とはならない：

1) 本条第1項第1段第9号および第10号に記載された動物をやむなく殺処分した結果得られた肉および肉製品の販売、または自然減損率の範囲内における当該の動物の減損（疫病死）。

やむなく実施する殺処分の手順および自然減損率は、農工複合体部門開発分野における管轄機関がこれを承認する；

2) 以前に輸入した商品の再輸出手続に則った輸出；

3) 商品出荷後の、付加価値税登録簿からの抹消；

4) 事故、破損および（または）故障による商品の除却（抹消）であって、上記商品の修復が不可能であることを証明する書類がある場合。

5. 輸入商品に対する付加価値税が相殺方式によって納付された商品の販売は、カザフスタン共和国領内への国内消費向けとしてこれらが出荷された日から5年が経過した後は、輸入商品に対する付加価値税の課税対象とはならない。

本項の規定は、2008年12月31日までに自社の生産上の必要を満たす目的で輸入され、その輸入時に付加価値税が相殺方式によって納付された輸入商品が2008年12月31日後に販売される場合にも適用する。

6. 本条第1項に記載された商品の販売取引であって、それにかかわる付加価値税が相殺方式によって納付されたものは、フィナンシャル・リースへの譲渡時には付加価値税を免除される。

本項の規定は、2008年12月31日までに自社の生産上の必要を満たす目的で輸入され、その輸入時に付加価値税が相殺方式によって納付された輸入商品が2008年12月31日後にフィナンシャル・リースに譲渡される場合にも適用する。

第428条の2. ユーラシア経済連合加盟国領内からカザフスタン共和国領内に輸入される商品に対する付加価値税の、相殺方式による納付

ユーラシア経済連合加盟国の域内からカザフスタン共和国領内に輸入される以下の商品に関する付加価値税は、本条に定める手順により相殺方式をもって、本法典第367条第1項第1号に記載された付加価値税納税者が納付する：

1) 設備；

2) 農業機械；

- 3) 自動車輸送用貨物車両；
- 4) ヘリコプターおよび航空機；
- 5) 鉄道用機関車および車両；
- 6) 海洋船舶；
- 7) スペアパーツ；
- 8) 農薬；
- 9) 種畜および人工授精機器；
- 10) 生きている牛。

上記の商品リストおよびその作成手順は、税務政策分野の管轄機関がこれを決定する。

当該リストには、カザフスタン共和国領内で生産されていない製品が含まれる。

当該リストには、本項第1段第8号、第9号、第10号に記載された商品で、カザフスタン共和国の消費を充足しきれないものが含まれる。

2. 相殺方式による付加価値税の納付に関する本条の規定は、本法典第367条第1項第1号に記載された付加価値税納税者が輸入する以下の商品に対し適用する：

- 1) 再販売を目的としていないもの；
- 2) 国際フィナンシャル・リースへの譲渡以外の、フィナンシャル・リースへの譲渡を目的としたもの；
- 3) 本条第1項第1段第7号に記載されたもので、農工複合体部門開発分野における管轄機関が、国家計画にかかわる中央管轄機関および管轄機関との合意のもと定めるリストに含まれている農業機器生産に使用されるもの。

3. 本法典第367条第1項第1号に記載された付加価値税納税者は、商品の輸入および間接税の納付に関する申請書と同時に、以下の書類を税務機関に提出する：

- 1) 本法典第456条第2項に記載された書類；
- 2) 商品の主たる技術的および商業的特性を記載しており、ユーラシア経済連合対外経済活動統一商品分類における個々の商品細分への商品の分類を可能とする書類。必要に応じて、商品の写真、図、図面、製品仕様書、試作品、製品サンプル、およびその他の書類を提出する。

4. 本条第1項に記載された商品の輸入は、物品税対象商品にかかわる物品税が所定の手順により納付された場合においては、付加価値税を実際に納付することなく実施できる。

5. 相殺方式により納付された付加価値税の額は、カザフスタン共和国の税関連法令に定める手順により、付加価値税申告書の計算および相殺の両方に反映させる。

カザフスタン共和国領内への商品輸入日から5年以内に、本条第1項および第2項に定める要件への違反があった場合、輸入商品に対する付加価値税は、商品輸入時における付加価値税納付に対し定められた期日以降の延滞金を加算したうえで、カザフスタン共和国の税務関連法令に定める手順および額をもって納付しなければならない。

ただし、以下は本条に定める要件への違反とはならない：

1) 本条第1項第1段第9号および第10号に記載された動物をやむなく殺処分した結果得られた肉および肉製品の販売、または自然減損基準の範囲内における当該の動物の減損（疫病死）。やむなく実施する殺処分の手順および自然減損基準は、農工複合体部門開発分野における管轄機関がこれを承認する；

2) 本法典第442条に則り定められた輸入商品登録簿への記載日後における、付加価値税登録簿からの抹消；

3) 事故、破損および（または）故障による商品の除却（抹消）であって、上記商品の修復が不可能であることを証明する書類がある場合。

6. 本条第1項に記載された商品の販売取引であって、それにかかわる付加価値税が相殺方式によって納付されたものは、フィナンシャル・リースへの譲渡時には付加価値税を免除される。

7. 本条の規定は、リース契約（協定）にもとづきユーラシア経済連合加盟国の域内からカザフスタン共和国領内に輸入される商品にも、報酬を考慮することなく、リース契約に定めるリース料金に相当する部分の付加価値税に関して適用する。」；

51) 第461条第1項において：

第1項の最初に「その生産、組立（セット化）が保税倉庫域内で実施される、本法典第462条第1項第6号に定める商品をのぞく、」という文言を追加する；

第6項の最初に「その組立（セット化）の保税倉庫域内での実施をのぞく、」という文言を追加する；

52) 第464条第1項第1号第2段落の最初に「その生産、組立（セット化）が保税倉庫域内で実施される、本法典第462条第1項第6号に定める商品をのぞく、」という文言を追加する；

53) 第484条第3項第3号の「50」という数字を「53」という数字に差し替える；

54) 第553条第2項の表の欄2の2行目の「、集合住宅の資産所有者組合」という文言を「、集合住宅の資産所有者組合、住戸（非居住用スペース）所有者組合」という文言に差し替える；

55) 第580条において：

第3項第3号の「動物の保全、再生および利用分野における管轄国家機関」という文言を「漁業分野における管轄機関」という文言に差し替える；

第4項の「動物界の保全、再生および利用分野における管轄国家機関」という文言のあとに「、漁業分野における管轄機関、」という文言を追加する；

第1項第56～58号は2025年1月1日から施行された。

56) 第585条第2項を以下の文言に変更する：

「2. 以下の者は納付者とはならない：

植林を目的として森林利用権を取得したうえで、カザフスタン共和国土地法典に則り、自らの所有下または長期土地利用下にある民間森林ファンド区画において森林を利用する森林所有者；

国家森林所有者、およびカザフスタン共和国森林法典に定める手順により森林利用権を取得した者であって、火災を経た区画において、当該の火災面積が100haを超える場合に間伐およびその他の伐採を実施する者。」；

57) 第586条第3段落において：

第1号の「景観整備の場合」という文言のあとに「ならびに火災を経た区画において、当該の火災面積が100haを超える場合に間伐およびその他の伐採を実施する場合における、」という文言を追加する；

以下を内容とする第3号を追加する：

「3) 火災を経た区画において、当該の火災面積が100haを超える場合に、間伐およびその他の伐採を実施するにあたり、森林所有者から立木で提供される樹木・灌木の量。」；

58) 第595条第2項に以下を内容とする第16行を追加する：

16.	5G/IMT モバイル通信（受信 5 MHz、送信 5 MHz の帯域）	州、共和国直轄市、および首都	1150
-----	--------------------------------------	----------------	------

59) 第609条第1項第2号を以下の文言に変更する：

「2) カザフスタン共和国法「公証機関について」に定める権限を有する者による、公証行為の実施、ならびに公証人による証明を受けた書類の写し（複製）の交付；」；

第1項第60～74号は2025年1月1日から施行された。

60) 第616条第1段第13項の「被告である、大祖国戦争の退役軍人」という文言を「大祖国戦争の退役軍人」という文言に差し替える；

61) 第630条において：

第2項を以下の文言に変更する：

「2. 以下の自然人は資産および負債に関する申告書を提出する義務を負う：

1) カザフスタン共和国憲法的法律「カザフスタン共和国法における選挙について」およびカザフスタン共和国法「汚職対策について」、「カザフスタン共和国における銀行および銀行業務について」、「保険業務について」、「有価証券市場について」に則り資産および負債に関する申告書の提出義務を負う者；

2) カザフスタン共和国の市民、カザフスタン共和国の居住者であって、カザフスタン共和国領外に以下の財産を所有（請求）権にもとづいて保有している場合：

外国の法令に則り、その権利および（または）取引が、外国の管轄機関における国家登録もしくはその他の登録の対象となる財産；

外国銀行の銀行口座における資金であって、銀行預金全額が月次計算指数の1,000倍を上回る資金；

投資用金；

カザフスタン共和国領外で設立された法人の定款資本金における参加持分；

住宅建築における参加持分；

発行主体がカザフスタン共和国領外で登録されている、発行者がカザフスタン共和国領内に登録されている有価証券を原資産とする派生証券以外の有価証券；

外国のブローカー口座上の資金；

カザフスタン共和国領外における知的所有権、著作権の対象；

本法典第631条第5項に記載された、カザフスタン共和国領外における自然人に対する他者の債務（売掛金）および（または）他者に対する自然人の債務（買掛金）；

本法典第631条第4項に記載されたその他の財産；

3) カザフスタン共和国の市民、カザフスタン共和国の居住者であって、デジタル資産を保有している場合；

4) 個人開業者。

本項第2号～4号の規定は、2025年1月1日までに資産および負債に関する申告書を提出した者には適用しない。」；

第4項および第5項を削除する；

以下を内容とする第5項の2を追加する：

「第5項の2. 本法典第632条に定める期間内に自然人が資産および負債に関する当初申告書を提出しなかった場合、税務機関は税務行政の実施にあたり、管轄機関、第三者、第2層銀行、および特定種類の銀行業務を実施する組織から取得した、申告書提出の義務または権利が発生した年の前年の12月31日時点における財産（資産）および負債に関する情報を使用する。

管轄機関は自然人のウェブアプリケーション上に、各暦年の6月1日より前までに、以下に関する情報を掲載する：

国家登録またはその他の登録の対象となる財産、ならびにその権利および（または）取引が国家登録またはその他の登録の対象となる財産；

報告年度の12月31日時点における、銀行口座残高；

報告暦年に取得された収入。」；

第6項第2号の「自然人が、資産および負債に関する最初の申告書を提出したのちに」という文言を「当該の自然人が資産および負債に関する当初申告書を提出済みの場合における」という文言に差し替える；

以下を内容とする備考を追加する：

「備考 本章においては、共和国予算に関する法律に定めがあり、かつ、自然人の資産および負債に関する申告書の提出年に先立つ申告対象期間の12月31日時点において有効である月次計算指数を、月次計算指数とする。」；

62) 第631条において：

第1項の：

第1段落の「第2項第1号の」という文言を「第2項の」という文言に差し替える；

第2号の：

第4段落を以下の文言に変更する：

「発行主体がカザフスタン共和国領内で登録されている有価証券を原資産とする派生証券をのぞく、有価証券、デジタル資産；」；

以下を内容とする第7段落を追加する：

「外国のブローカー口座にある資金；」；

第8段落の「債務または請求権の発生のもととなる、公証された（証明された）契約またはそれ以外の文書が存在する場合の、カザフスタン共和国内の銀行、および銀行および銀行業務についてのカザフスタン共和国法令にもとづいて設立された特定種類の銀行業務を実施する組織に対する債務をのぞく」という文言を「本条第5項に記載された」という文言に差し替える；

第4項を以下の文言に変更する：

「4. 資産および負債に関する申告書において、自然人は1単位当たりの価額が月次計算指数の1,000倍を上回るその他の財産を記載する権利を有するものとするが、これは、申告対象期間の12月31日時点において、評価業務に関するカザフスタン共和国の法令、もしくは外国の法令に則り評価機関と納税者との間の契約にもとづき実施される評価の報告書において定められた価額が存在する場合とする。

この際、評価額は本法典第632条に定める申告書の提出期限までに定められていなければならない。

本項の規定は、国家登録またはその他の登録の対象となる財産、ならびにその権利および（または）取引が国家登録またはその他の登録の対象となる財産には適用しない。」；

以下を内容とする第5項を追加する：

「5. 資産および負債に関する申告書には、申告書作成日において以下のように発生している自然人に対する他者の債務（売掛金）および（または）他者に対する自然人の債務（買掛金）を記載する：

1) 自然人同士の間での債務－自然人との間で締結された、債務または請求の発生根拠となる、公証人による証明を受けた契約（取引、協定）がある場合。

本号に記載された債務は、本法典第632条に定める申請書の提出期限までに、公証人による証明を受けていなければならない；

2) 自然人と、非居住者を含む法人および（または）個人事業主との間の債務－照合表および民事契約がある場合とするが、銀行および特定種類の銀行業務を実施する組織、カザフスタン共和国の法令に則り設立されたマイクロクレジット機関に対する債務はのぞく；

3) 法的効力を発効した裁判所決定により証明された債務。

本項に記載された書類は、資産および負債に関する申告書を提出する際に必ず添付しなければならない。

添付書類による証明がない債務はゼロとみなす。

ただし、交付済みのライセンスにもとづき運営されている国際金融センター「アスタナ」の参加者の借入型クラウドファンディング・プラットフォームを使用して締結した契約がある場合には、資産および負債に関する申告書には、売掛金および（または）買掛金は記載しない。」；

63) 第632条に以下を内容とする第3段および第4段を追加する：

「徴兵軍人の場合、資産および負債に関する申告書の提出期限は、地方軍事管理機関から兵役着任地への出発命令発出から数える徴兵期間の分、延長通知の税務機関への送付なしに、延長される。

部隊の人員名簿からの軍人の抹消命令にもとづいて徴兵軍人としての地位を喪失した場合、自然人は提出期限が延長されていた申告書を、部隊人員名簿からの抹消命令発出日から60暦日以内に提出する。」；

64) 第633条において：

第1項を以下の文言に変更する：

「1. 本項第2段に別段の定めがない限り、申告対象期間中に以下の条件のいずれかに適合する場合、カザフスタン共和国の市民、居住者である自然人は、収入および財産に関する申告書を提出する：

1) カザフスタン共和国法「汚職対策について」に則り収入および財産に関する申告書の提出義務が課されている者；

2) 銀行、保険（再保険）組織の大口出資者、ならびにカザフスタン共和国法「カザフスタン共和国における銀行および銀行業務について」、「保険業務について」、「有価証券市場について」に則り投資ポートフォリオの管理を行う者、およびこれらの者の居住者である配偶者；

3) 法人の定款資本金（株式会社の株式）の10%超を保有するその長、設立者（出資者）、およびその居住者である配偶者、ただし非営利組織の設立者（出資者）をのぞく；

4) 個人開業者；

5) 申告対象期間中に、企業活動による収入をのぞき、自然人自らによる税申告の対象となる収入を取得した者；

6) 申告対象期間の12月31日時点においてカザフスタン共和国領外に所在する外国銀行における銀行口座に、総額にして月次計算指数の1,000倍を上回る資金を保有している者；

7) 申告対象期間の12月31日時点において、その権利および（または）取引が、外国の法令に則り外国の国家登録もしくは管轄機関におけるその他の登録の対象となる財産を保有している者；

8) 申告対象期間の12月31日時点において、デジタル資産を保有している者；

9) 共和国予算に関する法律に定めがあり、かつ、申告対象期間の12月31日時点において有効である月次計算指数の2万倍以上の価額の以下の財産を、カザフスタン共和国内および（または）同国外において申告対象期間中に取得した者：

国家登録またはその他の登録の対象となる不動産、ならびにその権利および（または）取引が国家登録もしくはその他の登録の対象となる財産；

国家登録の対象となる動力付き輸送機器およびトレーラー；

法人の定款資本金における参加持分；

有価証券；

派生金融商品（ただし、原資産の取得または売却をもって権利が行使される派生金融商品をのぞく）；

住宅建設における参加持分；

投資用金。

10) 本項第1段第6号から第8号の規定は、当該の報告期間において、本法典第630条に則り資産および負債に関する申告書の提出義務が同時に発生した者に対しては適用しない。」；

第3項および第4項を削除する；

65) 第634条において：

第2項第7号を以下の文言に変更する：

「7) 本法典第634条第6項に記載された、カザフスタン共和国領外における自然人に対する他者の債務（売掛金）および（または）他者に対する自然人の債務（買掛金）。」；

第4項第1段第1段落の「カザフスタン共和国法『汚職対策について』により自然人の申告書の提出を義務付けられている」という文言を「本法典第633条第1項第1号～3号、第9号に記載された」という文言に差し替える；

以下を内容とする第6項を追加する：

「6. 収入および財産に関する申告書には、申告書作成日において以下のように発生している自然人に対する他者の債務（売掛金）および（または）他者に対する自然人の債務（買掛金）を記載する：

1) 自然人同士の間での債務－自然人との間で締結された、債務または請求の発生根拠となる、

公証人による証明を受けた契約（取引、協定）がある場合。

本号に記載された債務は、本法典第632条に定める申請書の提出期限までに、公証人による証明を受けていなければならない；

2) 自然人と、非居住者を含む法人および（または）個人事業主との間の債務－照合表および民事契約がある場合とするが、銀行および特定種類の銀行業務を実施する組織、カザフスタン共和国の法令に則り設立されたマイクロクレジット機関に対する債務はのぞく；

3) 法的効力を発効した裁判所決定により証明された債務。

本項に記載された書類は、収入および財産に関する申告書を提出する際に必ず添付しなければならない。

添付書類による証明がない債務はゼロとみなす。

ただし、交付済みのライセンスにもとづき運営されている国際金融センター「アスタナ」の参加者の借入型クラウドファンディング・プラットフォームを使用して締結した契約がある場合には、収入および財産に関する申告書に、売掛金および（または）買掛金は記載しない。」；

66) 第635条に以下を内容とする第4項を追加する：

「4. 徴兵軍人の場合、収入および財産に関する申告書の提出期限は、延長通知の税務機関への送付なしに、地方軍事管理機関から兵役着任地への出発命令発出から数える徴兵期間の分、延長される。

部隊の人員名簿からの軍人の抹消命令にもとづいて徴兵軍人としての地位を喪失した場合、自然人は提出期限が延長されていた申告書を、部隊人員名簿からの抹消命令発出日から60暦日以内に提出する。」；

67) 第636条および第637条を以下の文言に変更する：

「第636条 1 暦年中の自然人の課税所得の算定

1. 1 暦年中の自然人の課税所得は、本条に則り算定する。

2. 自然人自らによる税申告の対象となる自然人の課税所得は、個人事業主および居住者である労働移民の収入をのぞき、以下の手順により算定する：

個人事業主および居住者である労働移民の収入をのぞく、自然人自らによる税申告の対象となる収入、

プラス

個人開業者の課税所得、

プラス

その他の税額控除の暫定額を当該の収入に適用する場合に、源泉徴収の対象となる従業員の収入につき、雇用主側で計上された収入額、

マイナス

本法典第341条に定める収入の修正、

マイナス

本法典第342条第1項に記載された税額控除。

3. 個人事業主の課税所得は、以下の手順により算定する：

本法典第366条第1項に定める手順により算定された個人事業主の課税所得

マイナス

本法典第341条に定める収入の修正

マイナス

本法典第342条第1項に記載された税額控除。

4. 居住者である労働移民の課税所得は、本法典第642条に定める手順により算定する。

5. 小規模事業主体向けの特別税制を適用する個人事業主は、本法典第77章にしたがって、当該の特別税制の枠内で課税される個人所得税の計算を行う。

第637条 自らによる税申告の対象となる自然人の個人所得税の計算

1. 自らによる税申告の対象となる自然人の個人所得税の計算は、自然人が以下のように行

う：

1) 企業活動にかかわる個人所得税の申告書において、一般的に定められた手順で算定される個人事業主の収入について；

2) 収入および財産に関する申告書において—自らによる税申告の対象となる残りの収入部分について。

2. 自らによる税申告の対象となる自然人の収入からの個人所得税の額は、自然人のしかるべき課税所得に対し本法典第320条に定める税率を適用して計算する。

3. 予算に納付すべき個人所得税の額は、以下の手順により算定する：

本条第2項に定める手順により算出された個人所得税の額、

マイナス

その収入にその他の税額控除の暫定額が適用される場合の、源泉での課税対象となる従業員の収入から算出された個人所得税の額、

マイナス

本法典第638条による相殺の対象となる個人所得税の額、

マイナス

本法典第638-1条による相殺の対象となる企業所得税の額。

4. 労働移民の収入にかかわる個人所得税の額の算出は、本法典第642条第2項に定める手順により、労働移民自らが行う。」；

68) 以下を内容とする第638条の1を追加する：

「第638-1条 外国子会社の税の相殺

1. 個人所得税は、以下の方法のいずれかに則り算定される額分減額する：

1) 申告期間または先行する課税期間にカザフスタン共和国における外国子会社の課税対象財務利益（税が課された）に含まれていた、外国子会社がカザフスタン共和国における源泉から得た収入または課税所得から、課税期間中にカザフスタン共和国において源泉徴収された企業所得税の額、ただしカザフスタン共和国における源泉において配当金としての収入から源泉徴収された企業所得税の額をぞく。

本号の規定は、源泉において、10%未満の税率を適用して算出され源泉徴収された企業所得税の額に対して、ならびに居住者が本法典第638条第2項の規定を適用していない場合に適用する；

2) 額は以下の手順により算定する：

$N_v = D_{kh} (S_k - S_e) / 100\%$ 、ここに：

N_v – 本号に則った控除対象税額；

D – 外国子会社がカザフスタン共和国における源泉から取得した収入または課税所得、ただし配当金としての収入をのぞく；

S_k – 税率を10%未満としてカザフスタン共和国における源泉から外国子会社が取得した収入または課税所得について、カザフスタン共和国において源泉徴収された企業所得税の税率（以下、「企業所得税の税率」）；

S_e – カザフスタン共和国における企業所得税に類似する外国の利潤税またはその他の外国の税であって、カザフスタン共和国の源泉から取得された収入または課税所得を含む外国子会社の財務利益で、本法典第638条第2項に則った相殺に分類されたもしくは分類されるべき外国の利潤税の計算基盤となった財務利益から外国で納付された税の実効税率（以下、「外国の利潤税の実効税率」）。

本号の規定は、居住者が本法典第638条第2項による規定を適用し、かつ、企業所得税の税率が外国の利潤税の実効税率を上回っている場合に適用する。

2. 本条第1項第1号および第2号の規定は、居住者である自然人が以下の書類の写しを有している場合に適用する：

外国子会社がカザフスタン共和国内の源泉から取得した収入または課税所得から、企業所得税が源泉において徴収され居住者がこれを予算に納付したことを証明する書類；

外国語で作成された社内文書（カザフ語またはロシア語への翻訳の添付を必須とする）であっ

て、カザフスタン共和国において課税対象となる（税が課された）外国子会社の財務利益に、カザフスタン共和国の源泉からの収入または課税所得を含めたことを証明する書類；

本条第1項第2号を適用する場合には、本法典第303条第4項第5段に記載された書類。」；

69) 第641条第1段第1段落を以下の文言に変更する：

「1 暦年中の自然人の課税所得にもとづき算定した個人所得税の納付は、申告対象期間の翌年の9月25日までに、以下の手順により納税者が行うものとする。」；

70) 第643条を以下の文言に変更する：

「第643条 企業活動にかかわる個人所得税の申告書とその提出期限

1. 一般課税制度を適用する個人事業主は、企業活動にかかわる個人所得税の申告書を提出する。

2. 企業活動にかかわる個人所得税の申告書は、清算申告書をのぞき、申告対象期間の翌年の3月31日までに所在地を管轄する税務機関に提出する。

3. 個人事業主が事業を終了するにあたっての企業活動にかかわる個人所得税の清算申告書の提出期限は、本法典第65条、第66条、第67条に定める。」；

71) 第71章第2セクションに以下を内容とする第643条の1を追加する：

「第643条の1. 企業活動にかかわる個人所得税の申告書において算定された個人所得税の納付方法および納付期限

1. 本条に別段の定めがない限り、企業活動にかかわる個人所得税の申告書において算定された個人所得税の納付は、申告対象期間の翌年の4月10日までに所在地において行うものとする。

2. 個人事業主が事業を終了するにあたっての企業活動にかかわる個人所得税の清算申告書において算定された個人所得税の納付は、清算申告書の提出日より10暦日以内に所在地において行うものとする。」；

72) 第650条第12項第4段の「所得税申告書を、本法典第315条または第659条に定める期間内に」という文言を「企業所得税申告書または収入および財産に関する申告書を、本法典第635条または第659条に定める期間内に」という文言に差し替える；

73) 第658条第5項第8段の「個人所得税に関する申告書」という文言を「収入および財産に関する申告書」という文言に差し替える；

74) 第659条を以下の文言に変更する：

「第659条 収入および財産に関する申告書の提出

本条に別段の定めがない限り、収入および財産に関する申告書は、申告対象暦年の翌年の9月15日までに、本法典に則り自然人自らによる税申告の対象となる収入をカザフスタン共和国の源泉から取得する非居住者である自然人が居住（滞在）地において提出する。

当該の課税期間中にカザフスタン共和国領外に出国し、その後、当該の課税期間の翌年3月31日にまでにカザフスタン共和国領内に入国しない場合、非居住者である自然人は、当該の課税期間中に収入および財産に関する申告書を提出し、個人所得税を納付する権利を有する。この場合、収入および財産に関する申告書は、当該の課税期間の期首から当該の者がカザフスタン共和国領外に出国する日までについて提出する。

本法典第644条第1項第1段第21号に記載された収入を取得した非居住者である労働移民は、申告対象期間について算定した個人所得税の額が個人所得税にかかわる仮払額を上回る場合には、申告対象期間の翌年3月31日までに、滞在地を管轄する税務機関に収入および財産に関する申告書を提出する。

ただし、本法典第644条第1項第1段第21号に記載された収入を課税期間内に取得した非居住者である労働移民がカザフスタン共和国領外に出国する場合には、収入および財産に関する申告書

は、当該の者がカザフスタン共和国領外に出国する日までに提出する。」；

第1項第75号は2018年1月1日から施行された。

75) 第739条第2項第5号において：

以下を内容とする第2段を追加する：

「本章においては、以下の製品ガスの生産に使用された未処理ガスも未処理ガスとみなす：

カザフスタン共和国の国内市場で販売されたもの；

カザフスタン共和国法「産業政策について」に実施する旨が定められている産業・イノベーション事業の主体である地下資源利用者が使用したガス。」；

第2段において：

第1段落を以下の文言に変更する：

「本号に別段の定めがない限り、本部においては、精製を経たものも含め、地下資源利用者が個々の地下資源利用契約の枠組みの中で採掘し、当該の契約の枠組みの中で、炭化水素にかかわる管轄機関の承認を得た文書に則り以下の場合に使用した未処理ガスを、自社の生産上の必要のために使用された未処理ガスとみなす：」；

第7段落において、カザフ語のテキストには変更が加えられたが、ロシア語のテキストは変更されない；

第1項第76号第1～62段落は2025年1月1日から施行された。

76) 第26部を以下の文言に変更する：

「第26部 経過規定

「第781条 2025年1月1日以降における個人所得税の計算、源泉徴収、および納付にかかわる経過規定

1. 本条は、2025年1月1日から、カザフスタン共和国法「カザフスタン共和国法典『税および予算へのその他の義務的納付金について』（税法典）および同法典の施行にかかわる諸問題に関する諸法への変更および追加」（以下本条では、本法）の施行月の末日までにおける、源泉における課税所得および個人開業者の課税所得にかかわる個人所得税の計算、源泉徴収、および納付に関する経過規定を定めるものである。

2. 源泉徴収義務者は、2025年の任意の暦月から始めその暦年内に限り、税額控除の適用に関する自然人の申請書にもとづき、その他の控除の暫定額を適用する権利を有する。

3. 個人開業者は、2025年1月1日から本法の施行月の末日までの課税所得について算定した個人所得税を、本法の施行月の翌月の5日までに納付する。

第782条 納税者が本法典第302条第1項、第223条、および第313条を適用する場合には、本法典第3条第3項および第5項の規定は、2025年1月1日から2026年1月1日までは当該の納税者に適用しないものと定める。

第783条 2025年1月1日から2026年1月1日の前までは、以下を停止する：

1) 本法典第223条の効力。ただし、停止期間中は、以下の版によるこの項が効力を持つものとする：

「第223条 課税対象

企業所得税の課税対象は以下の通りである：

1) 課税所得；

2) 源泉における課税対象となる収入；

3) 恒久的施設を介してカザフスタン共和国で活動を行う非居住者である法人の純収入；

4) 外国子会社および外国子会社の恒久的施設の課税所得、ただし、その登録国に優遇税制がある場合はのぞく；

5) 優遇税制を有する国で登録されている、外国子会社および外国子会社の恒久的施設の課税所得；

6) 2025年における以下の収入の総計として算定される収入：

国が発行した有価証券の売却時における譲渡益（国が発行した有価証券の売却による損失を差

し引いた額)、

期間を1年以内として締結された、本法典第279条に則り算定される通貨スワップ取引および金利スワップによる収入(期間を1年以内として締結された通貨スワップおよび金利スワップによる損失を差し引いた額)、

期間を1年以内として締結されたレポ取引による報酬(期間を1年以内として締結されたレポ取引による報酬としての費用を差し引いた額) ;

国が発行した有価証券にかかわる報酬 ;

カザフスタン共和国中央銀行に期間を1年以内として預け入れられた預金(預託資産)にかかわる報酬。」 ;

2) 税法典第302条第1項の効力。ただし、停止期間中は、以下の版によるこの項が効力を持つものとする :

1. 純収入にかかわる企業所得税および源泉徴収される企業所得税をのぞく企業所得税は、課税期間中について以下の手順により算定する :

本法典第313条第1項または第2項に定める税率と、本法典第288に定める収入および費用の額、ならびに本法典第300条に則り繰り越される損失の額を差し引いた課税所得との積、

プラス

本法典第313条第1項の1に定める税率と、本法典第300条第1項第2段に則り繰り越される損失の額を差し引いた本法典第223条第4号に定める課税対象との積、

プラス

本法典第313条第1項の1に定める税率と、本法典第223条第5号に定める課税対象との積、

プラス

本法典第313条第1項の2に定める税率と、本法典第223条第6号に定める課税対象との積、

マイナス

本法典第303条に則り相殺が行われる企業所得税の額、

マイナス

本条第2項に則り減額を行った賞金としての収入から、課税期間中に源泉徴収される企業所得税の額、

マイナス

報酬、配当金としての収入から源泉徴収される企業所得税の額であって、本条第3項に則り先行する課税期間から繰り越された額、

マイナス

本条第2項に則り減額を行った報酬、配当金としての収入から源泉徴収される企業所得税の額。 ;

3) 本法典第313条の効力。ただし、停止期間中は、以下の版によるこの項が効力を持つものとする :

「第313条 税率

1. 本法典第288条に定める収入および費用の額、ならびに本法典第300条に定める手順により繰り越される損失の額を差し引いた納税者の課税所得には、本条第2項に別段の定めがない限り、20%の税率が課される。

1の1. 本法典第223条第4号および第5号に定める課税対象には、20%の税率が課される。

1の2. 本法典第223条第6号に定める課税対象には、10%の税率が課される。

2. 本法典第288条に定める収入および費用の額、ならびに本法典第300条に定める手順により繰り越される損失の額を差し引いた、農産物、水産養殖(養魚)製品の生産者である法人の課税所得には、当該の収入が農産物、水産養殖(養魚)製品の生産、加工、ならびに自社が生産した上記製品および当該の加工による産物の販売にかかわる事業を遂行した結果得られたものである場合には、10%の税率が課される。

本法典においては、以下の方向性において農産物生産者に提供された予算による以下の助成も、本項第1段に記載された事業の遂行により得られた収入とみなす :

1) 農工複合体部門主体のための、農業機器および技術設備のリース、ならびに技術設備取得

のための融資にかかわる報酬率の引下げ；

2) 価値の高い品種の植物、および農業用家畜、家禽、魚類の品種の遺伝子プールの維持および開発；

3) 種子生産の発展；

4) 畜産製品の生産性およびその製品の品質の向上；

5) 水産養殖（養魚）製品の生産性およびその製品の品質の向上；

6) 優先的作物の生産に対する助成による、農業植物栽培の収量およびその製品の品質の向上、春季・作付作業および収穫作業に必要な燃料・潤滑油およびその他の商品・資材の価格の引下げ；

7) 国内農産物生産者に対する肥料（有機肥料をのぞく）価格の引下げ；

8) 植物の保護を目的とした農作物処理のための除草剤、生物防除剤（食虫生物）、生物学的製剤の価格の、農産物生産者に対する引下げ；

9) 種畜飼育の発展；

10) 果実・漿果作物およびブドウの多年生植物の作付および育成（再生を含む）；

11) 農作物の施設栽培；

12) 農作物の輸出にかかわる輸送費用の引下げ；

13) 新規生産施設の構築または既存の生産施設の拡張を目的とした資本投下に際し農工複合部門主体が負担した費用の一部の補償。

3. 源泉での課税の対象となる収入には、カザフスタン共和国内の源泉から得られた非居住者の収入をのぞき、15%の税率が課される。

4. カザフスタン共和国内の源泉から非居住者が得た収入で、本法典第644条第1項第1号～9号、第11号～34号に定めがあり、当該の非居住者の恒久的施設とは関係のない収入、ならびに本法典第644条第1項第10号に記載された収入には、本法典第646条に定める税率が課される。

5. 恒久的施設を介してカザフスタン共和国で活動を行う非居住者である法人の純収入には、本法典第652条に定める税率および手順により、企業所得税が課される。」；

第784条 カザフスタン共和国法「イノベーション事業および国家統計部門への国家支援システムの改善にかかわるカザフスタン共和国のいくつかの法令の変更および追加について」の発効日より、国際テクノパーク「アスタナ・ハブ」およびその参加者、ならびにイノベーションクラスター「イノベーションテクノロジーパーク」の参加者の事業は、自律クラスター基金「アスタナ・ハブ」、イノベーションクラスター「アスタナ・ハブ」およびその参加者の事業とみなすものと定める。」；

2. 2017年12月25日付カザフスタン共和国法「カザフスタン共和国法典『税および予算へのその他の義務的納付金について』（税法典）の施行について」に：

1) 以下を内容とする第7条の3、第26条の1、第42条の1、第42条の2および第42条の3を追加する：

「第7条の3. 2021年1月1日から2025年1月1日まで、税法典第88条第1項第8号の効力を停止し、この停止期間中は以下の版による同号が効力を持つものとする：

「8) 本法典第462条第1項第6号に定める物品税対象商品の生産、組立（セット化）、ただし保税倉庫域内でこれらの生産、組立（セット化）を実施する納税者をのぞく；」；

「第26条の1. 2021年1月1日から2025年1月1日まで、税法典第208条第10項の効力を停止し、この停止期間中は以下の版による同号が効力を持つものとする：

「10. 物品税にかかわる納税申告書の提出義務は、以下の業種に携わる納税者（源泉徴収義務者）に適用する：

ガソリン（航空燃料をのぞく）、ディーゼル燃料の生産；

ガソリン（航空燃料をのぞく）、ディーゼル燃料の卸売および（または）小売；

エチルアルコールおよび（または）アルコール製品の生産；

タバコ製品の生産；

本法典第462条第6号に定める物品税対象商品の生産、組立（セット化）、ただし保税倉庫域内におけるこれらの生産、組立（セット化）をのぞく。

物品税にかかわる納税申告書の提出義務は、原油、ガスコンデンセート（輸出販売される原油、ガスコンデンセートをのぞく）にかかわる課税取引に携わる納税者（源泉徴収義務者）に適用する。

物品税にかかわる納税申告書の提出義務は、タバコ製品、加熱式タバコ製品、電子タバコ用ニコチン含有リキッドの卸売に携わる納税者（源泉徴収義務者）には適用しない。」；

「第42条の1. 2021年1月1日から2025年1月1日まで、税法典第461条第1項第1号の効力を停止し、この停止期間中は以下の版による同号が効力を持つものとする：

「1）カザフスタン共和国領内で物品税対象商品を生産する者、ただし本法典第462条第6号に定める、保税倉庫域内でその生産が実施される物品税対象商品をのぞく；」。

第42条の2. 2021年1月1日から2025年1月1日まで、税法典第461条第1項第6号の効力を停止し、この停止期間中は以下の版による同号が効力を持つものとする：

「6）本法典第462条第1項第6号に定める物品税対象商品の組立（セット化）を行う者、ただし保税倉庫域内におけるその組立（セット化）の実施をのぞく。」。

第42条の3. 2021年1月1日から2025年1月1日まで、税法典第464条第1項第1号の効力を停止し、この停止期間中は以下の版による同号が効力を持つものとする：

「1）物品税納税者が、自らが生産したおよび（または）採掘したおよび（または）注ぎ分けた物品税対象商品について実施する以下の取引：

その生産、組立（セット化）が保税倉庫域内で実施される、本法典第462条第1項第6号に定める商品をのぞく、物品税対象商品の販売；

委託加工方式への、物品税対象商品の引渡し；

物品税対象品を含む委託加工用原材料の加工産物である物品税対象商品の引渡し；

定款資本金への拠出；

鉱物資源採掘税および輸出レント税の納付に充てることを目的とした物品税対象商品の現物支払としての引渡しをのぞく、現物支払での物品税対象商品の使用；

生産者が自社内の部署向けに実施する物品税対象商品の出荷；

自社の生産上の必要の充足および物品税対象商品の生産を目的とした、生産および（または）採掘されたおよび（または）注ぎ分けられた物品税対象商品の使用；

ライセンスに記載された生産住所からの物品税対象商品の生産者による移動；」；

第2項第2号は2025年1月1日から施行された。

2）第44条第1号の1を以下の文言に変更する：

「1の1）2031年1月1日まで、特定の年間支払料率を90%引き下げることを選んだ上での、通信分野の管轄機関によって交付された無線周波数帯の利用許可証の枠内で自らに義務を引き受け、単独でまたは共同で支払料率引き下げによって生じた資金以上の資金を都市部および農村部の居住地区へのインターネットブロードバンドアクセス提供プロジェクトへの資金調達に投入した通信オペレータに対する、2031年1月1日まで税法典第595条第2項の表の第7行および第16行の効力。

納付者が支払った金額の返還は行われず。

当該義務の確定のために、通信オペレータは無線周波数帯利用許可証を通信分野の管轄機関に送り、その管轄機関は義務を記載し、無線周波数帯利用許可証を通信オペレータに返却する。

通信オペレータは、通信分野の管轄機関に、上記プロジェクトへの資金調達に関する年次監査情報をしかるべき義務の履行の前と後に提出し、また都市および農村の居住地区へのインターネットブロードバンドアクセスの提供についての情報を毎月提出する；」。

第3項は2024年1月1日から施行された。

3. 2023年12月12日付カザフスタン共和国法「『カザフスタン共和国法典「税および予算へのその他の義務的納付金について（税法典）」』およびカザフスタン共和国法『カザフスタン共和国

法典「税およびその他の予算への義務的納付金について（税法典）」』の変更および追加についての施行について」において：

第2条第1項第5号の「、第18～33」という文言を削除する。

第2条 本法は、その最初の公布日以降60暦日が経過した時点で施行されるが、以下の条項はこの限りではない：

- 1) 第1条第1項第75号—2018年1月1日から施行される；
- 2) 第1条第1項第1号の第1、第4～7段落—2020年1月1日から施行される；
- 3) 第1条第1項第8号—2021年1月1日から施行される；
- 4) 第1条第1項第20号第1、第6～8段落—2022年1月1日から施行される；
- 5) 第1条第1項第4号、第6項の第1および第2段落、第12、15、16、17および19号ならびに第3項—2024年1月1日から施行される；
- 6) 第1条第1項第7号の第1～3段落、第10、13、14および18号、第20号の第2～5段落、第9～12段落、第21、22、24、25、27～33号、第34号の第1～9段落、第11～13段落、第35～47号、第49～53号、第56～58号、第60～74号、第76号の第1～62段落ならびに第2項第2号—2025年1月1日から施行される。

カザフスタン共和国
大統領

K. トカエフ

アスタナ、大統領官邸、2025年7月15日
第208-VIII ZRK号